

## 令和8年度アオモリ・ワーケーション体験モニター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーション体験や地域交流等を通じて、青森県外から青森圏域（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村で構成する連携中枢都市圏をいう。）への移住者・関係人口の増加を図るためのワーケーション体験モニター事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業名称)

第2条 東青地域移住・交流サポート協議会会則（令和3年1月14日施行）第3条第6号のワーケーション体験モニター事業の名称は、アオモリ・ワーケーション体験モニター事業（以下「事業」という。）とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、東青地域移住・交流サポート協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (実施期間)

第4条 事業の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 春期 令和8年5月11日から同年6月30日まで
- (2) 夏期 令和8年7月13日から同月31日まで及び同年8月17日から同年9月13日まで
- (3) 秋期 令和8年10月1日から同年11月15日まで
- (4) 冬期 令和8年12月1日から同月25日まで及び令和9年1月6日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事業の実施に当たり必要があると認めるときは、当該期間中においてもこれを実施及び休止することができる。

### (事業の参加者等)

第5条 事業に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 青森県外に住所を有し、かつ、青森県外に居住していること。
- (2) 仕事の全部又は一部をリモートワークで行っていること。
- (3) 青森県への移住を検討している又は青森県への移住に高い関心を持っていること。

2 前項に規定する者は、当該者の家族等を事業に同行させることができる。

### (宿泊体験施設)

第6条 事業の宿泊体験施設は、次のとおりとする。

- (1) まちなか移住体験施設 青森市堤町2丁目1番15号 セリーンハイツイケダ第2 202号室
- (2) 古民家 石木邸 青森市大字浅虫字内野1番地2
- (3) その他会長が認める施設

### (事業内容)

第7条 事業の体験日数は、6日を上限とする。この場合において、前条第1号及び第3号に掲げる施設にあっては5泊6日を上限とし、第2号に掲げる施設にあっては2泊3日を上限とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事業の参加人数は、第4条第1項各号に掲げる実施期間の区分ごとに会長が定める人数を上限とし、1組当たり4人を上限とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 3 事業の体験内容は、リモートワーク体験及び地域交流体験（移住者ネットワーク団体若しくは地域団体との交流会等への参加又は地域のお手伝い業務として会長が定めるものに限る。）とする。
- 4 協議会は、事業の評価及び移住に関する意向を調査するため、事業に参加した者にアンケートを実施するものとする。

（参加の申込み等）

- 第8条 事業に参加しようとする者は、次項各号に掲げる日から参加を希望する日の14日前までに、申込フォームにより官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）を添付して、会長に申し込まなければならない。
- 2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる実施期間の区分に応じ、当該各号に定める日から受付を開始するものとする。
    - （1） 春期 令和8年4月10日
    - （2） 夏期 令和8年6月12日
    - （3） 秋期 令和8年8月28日
    - （4） 冬期 令和8年10月30日
  - 3 事業への参加は、参加する者1人につき、同一年度内に2回までとする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りでない。

（参加の決定等）

- 第9条 会長は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みに係る内容を確認し、及び参加要件、宿泊体験施設の空室状況等の確認を行い、事業への参加の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。
- 2 前条第1項の規定により申込みをした者が第7条第2項に規定する定員を上回ったときは、抽選により参加する者を決定するものとする。

（参加条件等）

- 第10条 事業の参加の決定の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、事業への参加が終了した日から14日以内に、当該事業に係るアンケートに回答し、並びに自身が参加した事業に関するSNS投稿の画像及び当該画像掲載のURLを会長に提出しなければならない。
- 2 青森市内で災害等が発生している場合又は感染症拡大により事業実施が困難であると会長が判断した場合は、事業を中止し、又は中断することがある。

（費用負担）

- 第11条 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業参加期間中に青森圏域においてレンタカーを借用した場合に、その借上料（1組当たり上限5,000円）を参加者に助成するものとする。
- 2 前項に規定するレンタカーの手配及び支払は、参加者が行うものとする。
  - 3 参加者は、請求書に、第1項に規定するレンタカー借上料に係る領収書の写し等を添えて、事業への参加が終了した日から14日以内に会長に請求するものとする。
  - 4 会長は、前項に規定する請求書等の提出を受けた場合においては、当該請求書等の内容を確認し、請求のあった日から14日以内に交通費等を支払うものとする。
  - 5 第6条の宿泊体験施設及び第7条第3項の地域交流体験に係る費用は、協議会が負担するものとする。

（様式）

第12条 この要綱に規定する書類の様式は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日を限り、その効力を失う。